

一般財団法人 臨床試験支援財団
CRC あり方会議 旅費・謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議（以下、「CRC あり方会議」という）」の準備（事後処理を含む、以下同じ）・開催に要する旅費（交通費、宿泊費、日当等）、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程は、CRC あり方会議 会議代表（以下、「会議代表」という）、及び、会議代表が設置した委員会（プログラム委員会など）の委員、並びに座長、シンポジスト、講師、パネリスト等（以下、「座長・演者等」という）が CRC あり方会議の準備および実施において、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

(交通費)

第3条 交通費については以下のとおりとし、事前に必要な情報を一般財団法人 臨床試験支援財団事務局（以下、「主催事務局」という）に提出し、会議代表の了承を得るものとする。

- 1) 対象となる者の出発地（自宅もしくは職場）から会場までの公共交通機関の往復運賃とする。
- 2) 距離が 100km を超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的もしくは経済的に最も合理的な経路及び方法により主催事務局が算出する。
- 4) 航空機の利用は、原則として鉄道で4時間以上かかる場合に認める。ただしエコノミークラスとし、必ず領収書を提出する。パック料金の場合も、エコノミークラス運賃及び本規程第4条に基づく宿泊費の組み合わせを上限とし、同様に領収書を提出する。
- 5) 対象者が前後に他の目的の出張を兼ねている場合で、その目的地が会場と出発地との距離より短い場合には、片道はその間の実費とする。
- 6) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、会議代表が運営委員会と協議し対応する。

(宿泊費)

第4条 宿泊費については以下のとおりとし、事前に必要な情報を主催事務局に提出し、

会議代表の了承を得るものとする。

- 1) CRC あり方会議前日及び会期中で、会議代表が事前に取り決めた宿泊
- 2) 会議代表が設置した委員会への参加のために、出発地を 7 時前に出発する必要がある場合、もしくは 22 時以降の帰還となる場合
- 3) 領収書を提出して、上限 15,000 円/泊（税、サービス料を含む）の範囲で実費精算する。
- 4) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、会議代表が運営委員会と協議し、上限を変更することができる。
- 5) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、会議代表が運営委員会と協議し対応する。

（謝金）

第 5 条 座長・演者等への謝金については、支払わないことを原則とする。ただし、以下の範囲で会議代表が必要と判断した場合には、別に定める基準を参考に会議代表が運営委員会と協議して謝金を決定し、支払うことができる。

- 1) 臨床研究以外の分野の専門家
- 2) 参加者に最新の有益な情報を提供するために必要な専門家

（参加費の免除）

第 6 条 第 2 条の対象者は CRC あり方会議の参加費を免除することができる。ただし、参加費を免除する場合には、認定 CRC 等の取得・継続に必要なポイントの付与、一般演題登録、ワークショップへの参加登録等を行うことはできない。

（その他の経費）

第 7 条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) 会議代表が設置した委員会における日当については、一律 1,500 円とする。
- 2) 会議代表が設置した委員会が食事の時間帯に及ぶ場合は、必要に応じて軽食等を経費で用意することができる。

（経費支給の差し控え）

第 8 条 第 2 条の対象者が、経費支給の辞退を申し出た場合には、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条による経費の支給を差し控えることができる。

（規程の変更）

第 9 条 本規程の改定は、理事会が起案し、評議員会の承認を得て行うものとする。

附則 1. 本規程は 2018 年 2 月 26 日よりこれを施行する。但し、2018 年開催の「第 18 回 CRC あり方会議」及び 2019 年開催の「第 19 回 CRC あり方会議」には適用せず、2020 年開催予定の「第 20 回 CRC あり方会議」の準備段階から適

用する。

2. 本規程の適用後は、2017 年 2 月 24 日施行の「CRC と臨床試験のあり方を考える会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程」の適用を除外し、同規程は 2019 年開催の「第 19 回 CRC あり方会議」の会計監査報告を以て廃止する。

施 行：2018 年 2 月 26 日
修 正：2020 年 7 月 13 日
修 正：2022 年 10 月 6 日
修 正：2023 年 6 月 16 日
修 正：2024 年 3 月 25 日

<修正履歴>

変更日	変更箇所	変更内容	変更理由	備考
2024/12/18	第 6 条	規程類の表現方法の標準化	業務効率化のため	
2025/10/8	名称	「宿泊費」は「旅費」に含まれるため、削除	記載整備	
	第 3 条 4	航空機の利用は、原則として鉄道で 4 時間以上かかる場合とし、エコノミークラスに限定した	より明確な記載とした	適用は 2026 年 1 月 1 日～
	第 1～8 条	より適切な表現に変更	記載整備	